

# 1. 軽微な修理

計量法施行規則第10条に規定する範囲の修理であって特定計量器の精度、性能に影響を及ぼさない修理。修理事業の届出や検定証印等の除去の必要がなく、誰でも行うことができる。

計量法第46条第1項、計量法施行規則第10条で定める軽微な修理		
特定計量器の種類	軽微な修理の範囲	
非自動はかり	水平調整ねじ、目盛覆い、調整脚又は下げ振り式水平器の下げ振りの補修又は取替え 台はかりに係る台環又は支え鉄の補修又は取替え	
積算体積計	水道メーター 温水メーター	水道メーター又は温水メーターに係るストレーナー又はパッキンの取替え又は清掃
	燃料油メーター	燃料油メーターに係るストレーナーの取替え又は清掃
	液化石油ガスメーター	ノズル先端部のパッキンの取替え
		ストレーナーの取替え又は清掃
	ガスメーター	潤滑油の取替え又は補充
		差圧測定用配管、差圧計又はコックの取替え
		羽根車又は回転子の清掃
ストレーナーの取替え又は清掃		
油面窓の汚れの補修又は取替え		
アネロイド型圧力計	アネロイド型圧力計に係る透明目盛覆板の取替え	
積算熱量計	積算熱量計に係るストレーナーの取替え又は清掃	
照度計	受光部を除く外箱の補修	
	受光部のコードを除くコードの取替え	
騒音計	騒音計に係るマイクロホンコードを除くコードの補修又は取替え	
振動レベル計	振動レベル計に係るピックアップコードを除くコードの補修又は取替え	
濃度計 (酒精度浮ひょうを除く。)	配管又は流量制御関係部品の補修又は取替え	
	光源用ランプ、フィルターエレメント、ポンプのダイヤフラム又は自動校正用の標準物質若しくは反応液の取替え	
	プリント回路の取替え(法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認(以下「型式の承認」という。)のときに経済産業大臣が示す範囲に限る。)	
電池、ヒューズ、電源コードその他の電源部の補修又は取替え		
外箱を開けないで行うねじ、ゴム足、外箱その他の部品の補修又は取替え		

## 2. 簡易修理

届出製造事業者及び届出修理事業者が行う修理、又は適正計量管理事業所の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器について行う修理のうち、計量器の性能、構造に影響を及ぼす修理であるが、器差に直接影響を及ぼすおそれがなく検定証印等を除去する必要のないもの。

計量法第49条第1項ただし書き、計量法施行規則第11条で定める簡易修理		
特定計量器の種類	簡易修理の範囲	
質量計	棒はかり	懸垂皿、皿ひも、皿環、つりかぎ、つり環、取緒、取緒環又は不定量おもりのおもり糸若しくはおもり環の補修又は取替え さおの曲がりの矯正 目盛標識の復元
	皿はかり 台はかり	増おもりかけ、調子玉、重心玉、水平器、にらみ、にらみ窓、限界停止機構、送りおもりのつめ若しくはノック、零点未満に送りおもりを移動させないための金具、調節ねじ、刃ぶた、関接部のピン、指針、つり環、ラック押さえ、スチールバンド、増おもりの上げ下げ機構又は衝撃防止機構の補修又は取替え ボールベアリング、増おもり台、休み機構、減衰機構、被計量物計量用容器又は振子の受けゴム若しくはストッパーの取手の補修 指針軸のバランスの調整 ラックとラックピニオンの関係位置の調整による零点の調整
	皿はかり	皿はかりに係る皿、皿受け、懸垂皿のひも、つりかぎ、度表又は度表の指針の補修又は取替え
	台はかり	台板、かさ板、たすき、送りおもりの自動送り機構、振れ止め機構の部品又はなすかんの受軸の補修又は取替え 立筒の補修 刃と刃受けとの関係位置に影響を及ぼさない範囲における額縁の補修
	光電式はかり	光電式はかりの光源用電球の取替え
	電気式はかり	印字機構の部品、外部記憶機構、外部入力機構又は表示機構(累加表示機構及び遠隔表示機構を含む。)の電源部の補修又は取替え 料金計算機能に係る電気回路部品(当該電気式のはかりの性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。)の取替え
	手動天びん	度表、覆い箱若しくはその部品、調子玉、水平器、皿その他の荷重受け部品、ライダー掛け又は休み機構の補修又は取替え 両ひじ長さの調整
	定量おもり	定量おもりに係るおもり糸又はおもり環の補修又は取替え

特定計量器の種類		簡易修理の範囲
ガラス製温度計	(ガラス製体温計を除く。)	ガラス製温度計(ガラス製体温計を除く。)に係る外管の頭部を封じている部分の補修又は取替え
アネロイド型圧力計		渦巻ばね、拡大機構又は電気接点の調整
		目盛板、弾性受圧部、流体に直接接触する部分及び温度補正機構以外の補修又は取替え
積算熱量計		流量計量部の分解清掃
		ストレーナーの取替え
		表示機構の透明覆板の取替え
		パルス発信機構の補修又は取替え(外箱を取り外さないでできるものに限る。)
照度計		照度計に係る電源スイッチ、測定レンジ切替えスイッチその他のスイッチの取替え
騒音計		騒音計に係る電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの取替え
振動レベル計		振動レベル計に係る電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの取替え
濃度計	(酒精度浮ひょうを除く。以下のこの号において同じ。)	光束断続器、光学フィルター、干渉セル、試料セル、分析部の電極、コンバーター又はオゾン発生器の取替え
		温度調節器又は湿度調節器の補修又は取替え
		電気回路部品(当該濃度計の性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。)の取替え
デジタル表示機構に係るプリント回路であって、論理回路のみで構成されているものの取替え		